



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月23日火曜日 第2414号外1

### ◇ 目次 ◇ 条 例

愛媛県防災会議条例及び愛媛県災害対策本部条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県国民保護協議会条例の一部を改正する条例..... 2

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例..... 2

愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例..... 5

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例..... 6

医療法施行条例..... 11

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例..... 14

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例..... 28

愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例..... 30

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例..... 42

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例..... 51

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例..... 86

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例..... 98

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例..... 112

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例..... 114

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例... 116

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例... 125

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例... 133

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例..... 138

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例..... 152

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例..... 203

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例..... 256

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例..... 267

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例..... 277

愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例..... 289

ふるさと愛媛の中小企業振興条例..... 290

### 条 例

#### ○愛媛県条例第43号

愛媛県防災会議条例及び愛媛県災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県防災会議条例及び愛媛県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(愛媛県防災会議条例の一部改正)

第1条 愛媛県防災会議条例(昭和37年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員及び専門委員)	(委員及び専門委員)
第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から任命される委員の定数は、40人以内とする。	第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、25人以内とする。
2 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。	2 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
3・4 省略	3・4 省略
(幹事)	(幹事)

**第 3 条** 防災会議に幹事62人以内を置く。  
2・3 省略

**第 3 条** 防災会議に幹事47人以内を置く。  
2・3 省略

(愛媛県災害対策本部条例の一部改正)

**第 2 条** 愛媛県災害対策本部条例(昭和37年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) <b>第 1 条</b> この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) <b>第 1 条</b> この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**附 則**

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の愛媛県防災会議条例第2条第2項に掲げる委員のうち、この条例の施行の日から平成25年9月19日までの間に新たに任命された委員(同項ただし書の補欠の委員を除く。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成25年9月19日までとする。

○愛媛県条例第44号

愛媛県国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県国民保護協議会条例の一部を改正する条例**

愛媛県国民保護協議会条例(平成17年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員及び専門委員) <b>第 2 条</b> 協議会の委員の定数は、 <u>55人</u> 以内とする。 2 省略 (幹事) <b>第 5 条</b> 協議会に、幹事 <u>45人</u> 以内を置く。 2・3 省略	(委員及び専門委員) <b>第 2 条</b> 協議会の委員の定数は、 <u>40人</u> 以内とする。 2 省略 (幹事) <b>第 5 条</b> 協議会に、幹事 <u>30人</u> 以内を置く。 2・3 省略

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例**

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(方法書等の送付) <b>第 6 条</b> 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書 <u>及びこれを要約した書類</u> (次条において「要約書」という。)を送付しなければな	(方法書の送付) <b>第 6 条</b> 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書 _____ を送付しなければな

らない。

(方法書についての公告及び縦覧)

**第7条** 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

**第7条の2** 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これら方法を方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

**第8条** 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 省略

(準備書等の送付)

**第14条** 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

**第15条** 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

**第16条** 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内

らない。

(方法書についての公告及び縦覧)

**第7条** 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しな

ならない。

(方法書についての意見書の提出)

**第8条** 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 省略

(準備書等の送付)

**第14条** 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第16条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

**第15条** 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しな

ならない。

(説明会の開催等)

**第16条** 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内

に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見の概要等についての公告及び縦覧）

**第19条** 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、同条の書類を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該書類を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（評価書についての公告及び縦覧）

**第23条** 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（環境の保全の配慮についての要請）

**第32条** 知事は、評価書の送付を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に評価書の写しを送付し、評価書の記載事項に基づいて、対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることが確保されるよう要請するものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 国が行う対象事業のうち、政令第5条に規定する法律の規定により、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下この号において「免許等」という。）又は届出が必要とされる事業に係る評価書 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該免許等を行う者又は当該届出の受理を行う者

（事後調査報告書についての公告及び縦覧）

**第38条** 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則

に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての意見の概要等についての公告及び縦覧）

**第19条** 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、同条の書類を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、当該書類を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ

な

らない。

（評価書についての公告及び縦覧）

**第23条** 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ

ならない。

（環境の保全の配慮についての要請）

**第32条** 知事は、評価書の送付を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に評価書の写しを送付し、評価書の記載事項に基づいて、対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることが確保されるよう要請するものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 国が行う対象事業のうち、政令第4条に規定する法律の規定により、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下この号において「免許等」という。）又は届出が必要とされる事業に係る評価書 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該免許等を行う者又は当該届出の受理を行う者

（事後調査報告書についての公告及び縦覧）

**第38条** 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、事後調査報告書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ

で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事業者の協力)

第42条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 省略

第12章 法に規定する知事の意見に係る手続

第44条 知事は、法第3条の7第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、法第3条の2(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写しを送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3 省略

4 省略

(県及び市町との連絡)

第45条 事業者及び都市計画決定権者(以下「事業者等」という。)は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、必要があると認めるときは、県及び関係する市町に協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な手続の実施その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 省略

(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査報告書その他の書類を送付し、縦覧に供し、又は公表した者

(3)~(8) 省略

2・3 省略

ならない。

(事業者の協力)

第42条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 省略

第12章 法に規定する知事の意見に係る手続

第44条 知事は、法第3条の7第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、法第3条の2(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写しを送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

第44条 省略

2 省略

(県及び市町との連絡)

第45条 事業者及び都市計画決定権者(以下「事業者等」という。)は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、必要があると認めるときは、県及び関係する市町に協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な手続の実施その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 省略

(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査報告書その他の書類を送付し、又は縦覧に供した者

(3)~(8) 省略

2・3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第7条、第15条、第19条、第23条又は第38条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る愛媛県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)、同条例第18条に規定する書類、同条例第21条第2項に規定する環境影響評価書又は同条例第36条に規定する事後調査報告書について適用する。

3 新条例第7条の2(新条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中村時広

## 愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の標識の寸法は、次の表の左欄に掲げる標識（制札にあっては、支柱の部分を除く。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、同表の寸法としないことができる。

標 識	寸 法
1 法第15条第1項の指定猟法禁止区域を表示する制札（指定猟法禁止区域である旨を表記する部分に限る。）又は法第34条第1項の休猟区若しくは法第35条第1項の特定猟具使用制限区域を表示する制札	1辺30センチメートル以上
2 法第28条第1項の鳥獣保護区、法第29条第1項の特別保護地区又は法第35条第1項の特定猟具使用禁止区域を表示する制札	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
3 省令第36条の特別保護指定区域を表示する制札	縦70センチメートル以上、横90センチメートル以上
4 法第28条第1項の鳥獣保護区、法第29条第1項の特別保護地区又は法第35条第1項の特定猟具使用禁止区域を表示する標柱	地上200センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上
5 法第34条第1項の休猟区を表示する標柱	地上120センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上

2 前項に定めるもののほか、鳥獣保護区等を表示する標識の寸法に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県条例第47号

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条 第9条）
- 第2章 救護施設（第10条 第19条）
- 第3章 更生施設（第20条 第25条）
- 第4章 授産施設（第26条 第32条）
- 第5章 宿所提供施設（第33条 第38条）
- 第6章 雑則（第39条）

## 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

**第3条** 救護施設等は、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、健全な環境の下で、入所者又は利用者に対し適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

**第4条** 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者又は利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

**第5条** 救護施設等の設備は、専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

**第6条** 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

**第7条** 救護施設等の職員は、専ら当該救護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者又は利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

**第8条** 救護施設等は、処遇に関する入所者又は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、入所者又は利用者の処遇に関し、保護の実施機関から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

**第9条** 救護施設等は、設備、職員、会計及び入所者又は利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

## 第2章 救護施設

（規模）

**第10条** 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、サテライト型施設（当該救護施設と一体的に管理運営を行う施設であって、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする入所者が20人以下のものをいう。以下同じ。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、当該救護施設における入所者の総数のうちに被保護者の数の占める割合を、おおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

**第11条** 救護施設の建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、当該救護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該救護施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号の居室については、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

- ア 地階に設けてはならないこと。
- イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、3.3平方メートル以上とすること。
- ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- エ 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。
- オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

## (2) 静養室

- ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
- イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

## (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

## (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。

## (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

## (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

## (7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

## 6 前各項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

## (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。

## (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

## (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

## 7 サテライト型施設の設備に関する基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

**第12条** 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合は、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

## 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

**第13条** 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

**第14条** 救護施設は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮してあらかじめ作成した献立に従って、給食を提供しなければならない。

(健康管理)

**第15条** 救護施設は、入所者に対し、入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第16条** 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

## 2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(生活指導等)

**第17条** 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

## 2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

## 3 救護施設は、入所者の日常生活に充てる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

## 4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

## 5 救護施設は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

(非常災害対策)

**第18条** 救護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該救護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下この条において「施設防災計画」という。）を策定し、当該救護施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。



2 救護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 救護施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 救護施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該救護施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第19条** 救護施設は、当該救護施設の設置者が、入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

### 第3章 更生施設

(規模)

**第20条** 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、当該更生施設における入所者の総数のうちに被保護者の数の占める割合を、おおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第21条** 更生施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該更生施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、更生施設の設備の基準については、第11条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

**第22条** 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合は、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の更生施設にあっては6以上、入所人員が150人を超える更生施設にあっては6に、入所人員が150人を超える40人又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とする。

(生活指導等)

**第23条** 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第17条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

**第24条** 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなけ

ればならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

**第25条** 第13条から第16条まで、第18条及び第19条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第4章 授産施設

(規模)

**第26条** 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、当該授産施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合を、おおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第27条** 授産施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該授産施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止のための設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 便所 男子用と女子用とを別に設けること。

(職員の配置の基準)

**第28条** 授産施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

(工賃の支払)

**第29条** 授産施設は、利用者に対し、事業収入の額から、当該事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

**第30条** 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(非常災害対策)

**第31条** 授産施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、当該授産施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 前項に定めるもののほか、授産施設の非常災害対策については、第18条第2項から第4項までの規定を準用する。

(準用)

**第32条** 第16条(医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。)の規定は、授産施設について準用する。

#### 第5章 宿所提供施設

(規模)

**第33条** 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、当該宿所提供施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合を、おおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第34条** 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事設備の火気を使用する部分には、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第11条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

**第35条** 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

**第36条** 宿所提供施設は、やむを得ない理由がある場合を除き、一の居室を2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

**第37条** 宿所提供施設は、生活の相談に応じる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

**第38条** 第16条（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）及び第18条の規定は、宿所提供施設について準用する。

## 第6章 雑則

（規則への委任）

**第39条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 昭和62年3月9日前から存する救護施設については、当分の間、第11条第3項第15号の規定は、適用しない。

## ○愛媛県条例第48号

医療法施行条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 医療法施行条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（既存の病床数等の補正の基準）

**第3条** 法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に掲げる病院又は診療所について行うものとする。

- （1）国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの
- （2）独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの
- （3）特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所
- （4）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院
- （5）独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院又は診療所

2 前項に掲げる病院又は診療所に係る法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、病床の種別ごとに、既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定することにより行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
- （2）介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
- （3）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）の数については、既存の病床の数に算定しないこと。

4 第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数、当該病床の利用者の数並びに第3項第1号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許

可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数による。

5 当該申請に係る病床数を補正する場合における第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院の当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

6 当該申請に係る病床数を補正する場合における放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数については、第3項第1号及び前項の規定を準用する。

(既存の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数)

**第4条** 法第7条の2第5項の規定により既存の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、その入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

(専属の薬剤師の設置の基準)

**第5条** 法第18条の規定により病院又は診療所の開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院及び医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

(病院の人員の基準)

**第6条** 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

(2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数に感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数を加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とすることとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1

(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

2 前項第1号から第3号までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、病院を新たに開設し、又は再開する場合は、推定数による。

(病院の施設の基準)

**第7条** 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設(療養病床を有しない病院にあつては、第1号に掲げるものに限る。)とする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌又は消毒の業務若しくは寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。以下同じ。)

(2) 談話室

(3) 食堂

(4) 浴室

2 前項に掲げる施設の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設 消毒施設にあつては、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。

(2) 談話室 療養病床の入院患者又はその家族が談話をすることができる広さを有するものとする。

(3) 食堂 療養病床の入院患者が食事をするのに必要な広さを有するものとする。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

**第8条** 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第6条第2項の規定は、前項第1号及び第2号の入院患者の数について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室

2 前項に掲げる施設の構造の基準については、第7条第2項(第1号を除く。)の規定を準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置)

2 法第7条の2第4項及び第5項の規定による既存の病床数の算定に当たっては、当分の間、第3条第3項第2号及び第4条の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初に医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、第3条第3項第2号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」としてこれらの規定を適用する。

(精神病床を有する病院の人員に関する経過措置)

4 当分の間、精神病床を有する病院(省令第43条の2に規定するものを除く。)については、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)から減じた数の看護補助者を第6条第1項第2号に掲げる看護師又は准看護師に代えることができる。

(療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置)

5 第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、省令第53条の規定による届出を行った病院における看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下「看護師等」という。)の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とすることとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置)

6 第8条第1項の規定にかかわらず、法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、当分の間、次のとおりとする。

(1) 看護師等 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

7 前項第1号の規定にかかわらず、省令第54条の規定による届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

8 第8条第1項第1号及び第2号並びに附則第6項第1号の規定にかかわらず、省令第55条の届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)

9 既存病院建物(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物をいう。)内の旧療養型病床群(同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。)に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院(平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第7条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)

10 既存診療所建物(平成13年改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物をいう。)内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(平成13年3月1日

以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第9条第2項の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

## ○愛媛県条例第49号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条 第21条)
- 第2章 助産施設(第22条 第25条)
- 第3章 乳児院(第26条 第35条)
- 第4章 母子生活支援施設(第36条 第44条)
- 第5章 保育所(第45条 第52条)
- 第6章 児童厚生施設(第53条 第56条)
- 第7章 児童養護施設(第57条 第66条)
- 第8章 福祉型障害児入所施設(第67条 第75条)
- 第9章 医療型障害児入所施設(第76条 第80条)
- 第10章 福祉型児童発達支援センター(第81条 第86条)
- 第11章 医療型児童発達支援センター(第87条 第90条)
- 第12章 情緒障害児短期治療施設(第91条 第98条)
- 第13章 児童自立支援施設(第99条 第109条)
- 第14章 児童家庭支援センター(第110条 第112条)
- 第15章 雑則(第113条)

#### 附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

**第2条** 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)が、明るく衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(用語)

**第3条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の向上)

**第4条** 知事は、愛媛県社会福祉審議会の意見を聴いた上で、知事の監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

**第5条** 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

**第6条** 児童福祉施設は、入所者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所者等の保健衛生及び入所者等に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

**第7条** 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該児童福祉施設

の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者等を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。

4 児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（職員の一般的要件）

**第8条** 児童福祉施設の入所者等の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

**第9条** 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>せん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

**第10条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

**第11条** 児童福祉施設は、入所者等の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

**第12条** 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

**第13条** 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

**第14条** 児童福祉施設は、入所者等の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）においては、入所者等の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に入所者等を入浴させ、又は清拭<sup>しき</sup>しなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

（食事）

**第15条** 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。以下この項において同じ。）は、入所者等に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において入所者等に提供する食事の献立は、できる限り、変化に富み、その食事が入所者等の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 前項の食事は、同項の規定によるもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所者等の身体的状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮したものでなければならない。

4 食事の調理は、あらかじめ作成された第2項の献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所者等及び職員の健康診断）

**第16条** 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者等に対し、入所時の健康診

断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者等の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

**第17条** 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

（管理規程）

**第18条** 児童福祉施設は、入所者等の援助に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項について規程を定めておかななければならない。

（帳簿）

**第19条** 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者等の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

**第20条** 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

**第21条** 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所者等又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 助産施設

（種類）

**第22条** 助産施設は、第1種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所である助産施設をいう。以下同じ。）及び第2種助産施設（同法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。以下同じ。）とする。

（入所させる妊産婦）

**第23条** 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

**第24条** 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かななければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分べん）

**第25条** 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第3章 乳児院

（設備の基準）

**第26条** 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(3) 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

**第27条** 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

(2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とするこ



と。

(職員)

**第28条** 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者(合計して10人以上となる場合に限る。)に心理療法を行う乳児院には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学をいう。第60条第7号を除き、以下同じ。)の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)の職員の基準は、規則で定める。

**第29条** 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、乳幼児10人未満を入所させる乳児院の職員の基準は、規則で定める。

(乳児院の長の資格等)

**第30条** 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第22条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師(小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、基準省令第22条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

**第31条** 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつの世話、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第16条第1項に規定する健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における乳幼児の家庭環境の調整は、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行われなければならない。

(乳児の観察)

**第32条** 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)は、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第33条** 乳児院の長は、第31条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第34条** 乳児院は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

**第35条** 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

**第36条** 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。

(2) 母子室は、1世帯につき1室以上とし、調理設備、浴室及び便所を設けること。

(3) 母子室の面積は、30平方メートル以上とすること。

(4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所の設備に準ずる設備を設けること。

- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあっては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあっては医務室及び静養室を設けること。

(職員)

**第37条** 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わる者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子（合計して10人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う母子生活支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第28条第4項の規定を準用する。
- 3 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う母子生活支援施設には、個別対応職員を置かなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員の基準は、規則で定める。

(母子生活支援施設の長の資格等)

**第38条** 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、基準省令第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

**第39条** 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第28条第1号の地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 精神保健福祉士の資格を有する者

(5) 高等学校（学校教育法による高等学校をいう。以下同じ。）若しくは中等教育学校（同法による中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

**第40条** 母子生活支援施設における生活支援は、母子をともに入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により、母子の自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行われなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第41条** 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第42条** 母子生活支援施設は、法第38条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

**第43条** 第36条第4号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第47条第2項を除く。）を準用する。

- 2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下回ることはできない。

(関係機関との連携)

**第44条** 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

## 第5章 保育所

(設備の基準)

**第45条** 保育所（乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上とすること。
  - (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
  - (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 2 保育所（満2歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第3項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
  - (2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上とし、かつ、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
  - (3) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たすこと。
- （保育所の設備の基準の特例）

**第46条** 規則で定める要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該保育所は、当該食事の提供に係る当該保育所において必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（職員）

**第47条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保育所の職員の基準は、規則で定める。

（保育時間）

**第48条** 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。

（保育の内容）

**第49条** 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡）

**第50条** 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

（公正な選考）

**第51条** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

（利用料）

**第52条** 保育所が、法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）に係る児童に対し提供するサービス（徴収金等を支払う保護者等の選定により提供されるものを除く。）に関し、当該保護者等から徴収金等以外に利用料の支払を受ける場合は、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該保護者等の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第6章 児童厚生施設

（設備の基準）

**第53条** 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

**第54条** 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第38条第2項第1号の地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (6) 規則で定める者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事）が適当と認められたもの

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

**第55条** 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

**第56条** 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、当該児童の保護者に連絡しなければならない。

### 第7章 児童養護施設

(設備の基準)

**第57条** 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子の居室と女子の居室とを別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (6) 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(以下「職業指導に必要な設備」という。)を設けること。

(職員)

**第58条** 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している場合にあっては、看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童(合計して10人以上となる場合に限る。)に心理療法を行う児童養護施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第28条第4項の規定を準用する。
- 4 実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設には、職業指導員を置かなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、児童養護施設の職員の基準は、規則で定める。

(児童養護施設の長の資格等)

**第59条** 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
  - (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの
- 2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、基準省令第42条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

**第60条** 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第43条第1号の地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院(同法による大学院をいう。以下同じ。)への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの
- (9) 学校教育法による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

(養護)

**第61条** 児童養護施設における養護は、児童に対し安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的として行われなければならない。

(生活指導等)

**第62条** 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行われなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行われなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行われなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、当該児童の家庭の状況に応じて、親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第63条** 児童養護施設の長は、第61条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第64条** 児童養護施設は、法第41条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第65条** 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

**第66条** 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

**第67条** 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能を補助する設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設及び肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

(8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子の居室と女子の居室とを別にすること。

(9) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

**第68条** 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準省令第49条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができる。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければな

らない。

6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。

7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

9 福祉型障害児入所施設には、心理指導を行う必要があると認められる児童（合計して5人以上となる場合に限る。）に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。この場合において、心理指導担当職員の資格については、第28条第4項の規定を準用する。

10 前各項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の職員の基準は、規則で定める。

（生活指導及び学習指導）

**第69条** 福祉型障害児入所施設における生活指導は、当該福祉型障害児入所施設を退所した後できる限り社会に適応するよう、児童の日常の起居の間に行われなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第62条第2項の規定を準用する。

（職業指導）

**第70条** 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 前項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第62条第3項の規定を準用する。

（入所支援計画の作成等）

**第71条** 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき児童に対して障害児入所支援を提供しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設の長は、障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

**第72条** 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第65条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

**第73条** 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、その協力を求めなければならない。

（心理学的診査等）

**第74条** 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的診査及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

（入所した児童に対する健康診断）

**第75条** 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第16条第1項の入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第16条第1項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

## 第9章 医療型障害児入所施設

（設備の基準）

**第76条** 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、設けることを要しない。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備を設けること。

（職員）

**第77条** 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第2項に掲げる職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号八及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の職員の基準は、規則で定める。

（心理学的診査等）

**第78条** 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的診査及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

**第79条** 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、第16条第1項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（児童と起居を共にする職員等）

**第80条** 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員については第65条の規定を、生活指導については第69条第1項の規定を、学習指導については第62条第2項の規定を、職業指導については第70条の規定を、医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については第73条の規定をそれぞれ準用する。

- 2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成等については、第71条の規定を準用する。

#### 第10章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

**第81条** 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

**第82条** 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に掲げる職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。
- 6 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号八及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの職員の基準は、規則で定める。

（生活指導及び計画の作成）

**第83条** 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については第69条第1項の規定を、福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成等については第71条の規定をそれぞれ準用する。

（保護者等との連絡）

**第84条** 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。

(児童に対する健康診断)

**第85条** 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、通所開始時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的診査等)

**第86条** 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的診査及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

#### 第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

**第87条** 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備を設けること。

(職員)

**第88条** 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(児童に対する健康診断)

**第89条** 医療型児童発達支援センターにおいては、通所開始時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

**第90条** 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については第69条第1項の規定を、医療型児童発達支援センターの長の計画の作成等については第71条の規定を、医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については第84条の規定をそれぞれ準用する。

#### 第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

**第91条** 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 男子の居室と女子の居室とを別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

**第92条** 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、1年以上心理療法の実務に従事した経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の職員の基準は、規則で定める。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

**第93条** 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、基準省令第74条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

**第94条** 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会生活に適應する能力の回復を図り、当該児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応



じ、親子関係の再構築等が図られるよう行われなければならない。

( 自立支援計画の策定 )

**第95条** 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

( 業務の質の評価等 )

**第96条** 情緒障害児短期治療施設は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

( 児童と起居を共にする職員 )

**第97条** 情緒障害児短期治療施設については、第65条の規定を準用する。

( 関係機関との連携 )

**第98条** 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

### 第13章 児童自立支援施設

( 設備の基準 )

**第99条** 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、学校教育法第3条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準の設備に係る規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

2 前項の学科指導に関する設備以外の設備については、第57条(第2号ただし書及び第3号を除く。)の規定を準用するほか、男子の居室と女子の居室とを別にしなければならない。

( 職員 )

**第100条** 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童(合計して10人以上となる場合に限る。)に心理療法を行う児童自立支援施設には、心理療法担当職員を置かななければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第92条第3項の規定を準用する。

4 実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設には、職業指導員を置かななければならない。

5 前各項に定めるもののほか、児童自立支援施設の職員の基準は、規則で定める。

( 児童自立支援施設の長の資格等 )

**第101条** 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師(精神保健に関して学識経験を有する者に限る。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童自立支援専門員の職にあったこと等により児童自立支援事業に5年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。)を修了した者にあっては、3年以上)従事した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、基準省令第81条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

( 児童自立支援専門員の資格 )

**第102条** 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 医師(精神保健に関して学識経験を有する者に限る。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 基準省令第82条第3号の地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(4) 学校教育法による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの

(5) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

( 児童生活支援員の資格 )

**第103条** 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導等)

**第104条** 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行われなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第62条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

**第105条** 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第106条** 児童自立支援施設は、法第44条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第107条** 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

**第108条** 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的診査等)

**第109条** 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時、心理学的診査及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

#### 第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

**第110条** 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

**第111条** 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(以下「支援業務」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援業務を行うに当たって遵守すべき事項)

**第112条** 児童家庭支援センターにおける支援業務は、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨として行われなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、当該児童家庭支援センターが附置されている施設と緊密に連携するとともに、その支援業務を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

#### 第15章 雑則

(規則への委任)

**第113条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年愛媛県条例第54号。以下「就学前保育等推進条例」という。)第3条第2項に掲げる要件を満たす運営を行うために、設置した後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設(就学前保育等推進法第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。)を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室について、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積並びに満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積を除く。)が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第45条第2項第2号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第45条第2項第2号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面積（平方メートル）
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 4 前2項の規定は、就学前保育等推進条例第3条第2項に掲げる要件を満たす運営を行うために、設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。  
（旧中等学校令による中等学校等）
- 5 第39条第5号、第54条第2項第4号及び第60条第8号の高等学校には、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含み、第28条第4項（第37条第2項後段及び第58条第3項後段において準用する場合を含む。）、第60条第4号及び第92条第3項（第100条第3項後段において準用する場合を含む。）の大学には、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含むものとする。  
（経過措置）
- 6 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされた施設について第36条第3号及び第57条第2号（第99条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、当分の間、第36条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第57条第2号中「4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること」とあるのは「15人以下とし、その面積は1人につき2.47平方メートル以上とすること」とする。
- 7 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）による改正前の児童福祉最低基準第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第101条から第103条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 8 平成19年4月1日前からこの条例の施行の日まで引き続いて児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、それぞれ第101条第1項の規定による児童自立支援施設の長の資格、第102条の規定による児童自立支援専門員の資格又は第103条の規定による児童生活支援員の資格を有するものとみなす。
- 9 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）について第26条第1号、第27条第1号、第36条第1号又は第57条第1号（第99条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、第26条第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、第27条第1号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第36条第1号中「母子室、相談室」とあるのは「母子室」と、第57条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」とする。
- 10 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第26条第2号、第27条第2号、第36条第2号若しくは第3号又は第57条第2号（第99条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、第26条第2号及び第27条第2号中「2.47平方メートル」とあるのは「1.65平方メートル」と、第36条第2号中「1世帯につき1室以上とし、調理設備、浴室及び便所を設けること」とあるのは「1世帯につき1室以上とすること」と、同条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、第57条第2号中「4人」とあるのは「15人」とし、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。
- 11 平成23年6月17日前から乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者であって、同日以後引き続き乳児院等の家庭支援専門員であるものについては、第28条第2項、第58条第2項又は第100条第2項の規定による家庭支援専門相談員の資格を有するものとみなすことができる。
- 12 平成23年9月1日前から施行日まで引き続き乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者については、第30条第1項、第38条第1項又は第59条第1項の規定によるそれぞれの施設の長の資格を有するものとみなす。
- 13 平成23年6月17日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について第67条第7号の

規定を適用する場合には、当分の間、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。

- 14 平成24年4月1日前から存する旧法第43条の3に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第34条第1項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第67条第7号から第9号までの規定は、適用しない。

#### ○愛媛県条例第50号

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、社会福祉法及び売春防止法（昭和31年法律第118号）で使用する用語の例による。

（基本方針）

**第3条** 婦人保護施設は、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、健全な環境の下で、入所者が社会において自立した生活を送るための支援を含む適切な処遇を受けられるよう努めなければならない。

（最低基準）

**第4条** 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（婦人保護施設の一般原則）

**第5条** 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

**第6条** 婦人保護施設は、地震、風水害、当該婦人保護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該婦人保護施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 婦人保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 婦人保護施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該婦人保護施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（苦情への対応）

**第7条** 婦人保護施設は、処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の処遇に関し婦人相談所から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

3 婦人保護施設は、運営適正化委員会が行う社会福祉法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

（帳簿の整備）

**第8条** 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

（職員）

**第9条** 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員その他婦人保護施設の業務に必要な職員を置かななければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長の資格要件）

**第10条** 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、規則で定める要件を満たすものでなければならない。

（設備の基準）

**第11条** 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ 押入れその他の寝具を収納するための設備及び入所者ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合は、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他常に食堂及び調理室の清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（居室の入所人員）

**第12条** 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

（自立の支援等）

**第13条** 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行われなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者ごとに、入所者の自立を促進するための計画を作成しなければならない。

（給食）

**第14条** 婦人保護施設は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮した給食を、あらかじめ作成した献立に従って提供しなければならない。

2 栄養士を置かない婦人保護施設は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

（保健衛生）

**第15条** 婦人保護施設は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備を常に清潔にしておかななければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器について、適正に管理しなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

**第16条** 婦人保護施設は、その設置者が、入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条

の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

（関係機関との連携）

**第17条** 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接な連携を図らなければならない。

（規則への委任）

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成23年6月17日前から存する婦人保護施設（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第11条第4項第1号アの規定の適用については、同号ア中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

### ○愛媛県条例第51号

愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条 第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条 第56条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第57条）

第2節 人員に関する基準（第58条・第59条）

第3節 設備に関する基準（第60条）

第4節 運営に関する基準（第61条 第66条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条 第73条）

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第74条）

第2節 人員に関する基準（第75条・第76条）

第3節 設備に関する基準（第77条）

第4節 運営に関する基準（第78条 第81条）

第6章 多機能型事業所に関する特例（第82条 第84条）

第7章 雑則（第85条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者並びに指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサ

ービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(4) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者)

**第3条** 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

**第4条** 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 児童発達支援

### 第1節 基本方針

**第5条** 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第6条** 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)(に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数は、A又はイに掲げる指定児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれA又はイに定める数とすること。

A 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)第68条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かななければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

**第7条** 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

- (3) 栄養士 1以上
- (4) 調理員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合においては、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない場合にあつては、第1号の従業者に限る。）を置かなければならない。この場合においては、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
- (2) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合においては、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 看護師 1以上
- (2) 機能訓練担当職員 1以上

5 前各項（第1項第1号を除く。）に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

**第8条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該管理者を当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第9条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

**第10条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第11条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。



2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

**第12条** 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第13条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

**第14条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

**第15条** 指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

**第16条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第17条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第18条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められたときは、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

**第19条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第20条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

**第21条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第22条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第23条** 指定児童発達支援事業者は、その使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる金銭であって、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該通所給付決定保護者に支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して、通所給付決定保護者に説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

**第24条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

**第25条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、これらの指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第26条** 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

**第27条** 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

**第28条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、

障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、当該児童発達支援計画の内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこと等による児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

（児童発達支援管理責任者の業務）

**第29条** 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条の相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

**第30条** 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

**第31条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

（食事）

**第32条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に提供する食事の献立は、できる限り変化に富み、その食事が障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 前項の食事は、同項の規定によるほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障害児の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 食事の調理は、あらかじめ作成された第2項の献立に従って行われなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第33条** 指定児童発達支援事業者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜障害児のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（健康管理）

**第34条** 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、特に注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

**第35条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必

要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第36条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽り其他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の業務)

**第37条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の当該指定児童発達支援事業所の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第38条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第39条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第40条** 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第41条** 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

**第42条** 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定児童発達支援事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所個別防災計画」という。)を策定し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者の非常災害対策については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「事業所防災計画」とあるのは、「事業所個別防災計画」と読み替えることとする。

(衛生管理等)

**第43条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (協力医療機関)
- 第44条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。
- (掲示)
- 第45条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。
- (身体的拘束等の禁止)
- 第46条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- (虐待等の禁止)
- 第47条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第48条** 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長である指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- (秘密保持等)
- 第49条** 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するとき、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。
- (情報の提供等)
- 第50条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。
- (利益供与等の禁止)
- 第51条** 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- (苦情解決)
- 第52条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長(以下「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事等から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、知事等から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を知事等に報告しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。
- (地域との連携等)
- 第53条** 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

( 事故発生時の対応 )

**第54条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

( 会計の区分 )

**第55条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

( 記録の整備及び保存 )

**第56条** 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

### 第3章 医療型児童発達支援

#### 第1節 基本方針

**第57条** 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

( 従業者の員数 )

**第58条** 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護師 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。

3 前2項に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

( 準用 )

**第59条** 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

**第60条** 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

( 利用定員 )

**第61条** 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

( 通所利用者負担額の受領 )

**第62条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第63条** 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第64条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

**第65条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(準用)

**第66条** 第13条から第23条まで、第25条、第27条から第35条まで、第37条、第39条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第62条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

## 第4章 放課後等デイサービス

### 第1節 基本方針

**第67条** 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第68条** 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

**第69条** 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

**第70条** 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

**第71条** 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

**第72条** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

**第73条** 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第65条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条において準用する第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第65条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第65条第6号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

## 第5章 保育所等訪問支援

### 第1節 基本方針

**第74条** 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第75条** 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じ訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

**第76条** 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第75条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。





の」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第4項及び第68条第3項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に有すべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備に関する特例）

**第83条** 多機能型事業所の設備については、サービスの提供に支障を来たさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供する当該多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

（利用定員に関する特例）

**第84条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

## 第7章 雑則

（規則への委任）

**第85条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及び第5項並びに第68条第1項第2号、第2項及び第4項の規定は適用せず、第6条第1項第1号、第28条、第29条及び第68条第1項第1号の規定の適用については、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第68条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。

3 整備法附則第22条第2項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7で除して得た数の合計数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ2以上」とする。

## ○愛媛県条例第52号

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

**第1章 総則（第1条 第4条）****第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準****第1節 人員に関する基準（第5条）****第2節 設備に関する基準（第6条）****第3節 運営に関する基準（第7条 第52条）****第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準****第1節 人員に関する基準（第53条）****第2節 設備に関する基準（第54条）****第3節 運営に関する基準（第55条 第58条）****第4章 雑則（第59条）**

## 附則

**第1章 総則**

## （趣旨）

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者並びに指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## （定義）

**第2条** この条例で使用使用する用語の意義は、法で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- (2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
- (3) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (5) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

（指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者）

**第3条** 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害児入所施設の一般原則）

**第4条** 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準****第1節 人員に関する基準**

**第5条** 指定福祉型障害児入所施設が有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 (7)から(7)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(7)から(7)までに定める数

(7) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）第68条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定福祉型障害児入所施設には、主として自閉症児を入所させる場合にあっては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。

3 第1項（第1号を除く。）及び前項に掲げる従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 知事は、指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合は、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第54号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第2節 設備に関する基準

**第6条** 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、次の各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能を補助する設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子の居室と女子の居室とを別にすること。

4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第1項及び第2項の設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項の設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

6 知事は、指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害者支援施設基準条例第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第7条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第35条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(提供拒否の禁止)

**第8条** 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由なく指定入所支援の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

**第9条** 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第10条** 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第11条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められたときは、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめるものとする。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

**第12条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第13条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

**第14条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第15条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(次項において「入所受給者証記載事項」という。)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第16条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第17条** 指定福祉型障害児入所施設は、その使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させる金銭であって、入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該入所給付決定保護者に支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して入所給付決定保護者に説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

**第18条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

**第19条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

**第20条** 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第18条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

**第21条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

**第22条** 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、当該入所支援計画の内容について入所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成したときは、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うことによる入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

(児童発達支援管理責任者の業務)

**第23条** 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第25条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(検討等)

**第24条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況等に照らし、当該障害児が、指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び当該障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

**第25条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

**第26条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

**第27条** 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に提供する食事の献立は、できる限り変化に富み、その食事が障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2 前項の食事は、同項の規定によるほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障害児の身体しの状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 食事の調理は、あらかじめ作成された第2項の献立に従って行われなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第28条** 指定福祉型障害児入所施設は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜障害児のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

**第29条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第30条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

**第31条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を動かし、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第32条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第31条第1項の厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

**第33条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

**第34条** 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の当該指定福祉型障害児入所施設の管理を一元的に行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第35条** 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他施設の運営に関する重要事項  
（勤務体制の確保等）

**第36条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。  
（定員の遵守）

**第37条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

**第38条** 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定福祉型障害児入所施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び障害児が当該指定福祉型障害児入所施設において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

**第39条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等について、適正に管理しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清ししなければならない。

（協力医療機関等）

**第40条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

**第41条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

（身体的拘束等の禁止）

**第42条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

**第43条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える



行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第44条** 指定福祉型障害児入所施設の長である指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

**第45条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第46条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第47条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

**第48条** 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

**第49条** 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第50条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第51条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第52条** 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

### 第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

#### 第1節 人員に関する基準

**第53条** 指定医療型障害児入所施設が有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

## (2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)又は(イ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上

(イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

(4) 理学療法士又は作業療法士 1以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、職業指導を行う指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)には、職業指導員を置かなければならない。

3 第1項に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 知事は、指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第51条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第2節 設備に関する基準

**第54条** 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備

(2) 訓練室及び浴室

2 次に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項に掲げる設備のほか、次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

4 第1項及び第2項に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

5 知事は、指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害福祉サービス基準条例第53条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

**第55条** 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

(2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

**第56条** 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受け

た場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

**第57条** 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

**第58条** 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第41条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

(規則への委任)

**第59条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(旧指定知的障害児施設等に関する特例)

- 2 平成23年6月17日前から存する旧指定知的障害児施設等(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)をいい、旧法第42条に規定する知的障害児施設であったものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については第6条第3項の規定を適用する場合には、当分の間、同項第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同項第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同項第3号の規定は適用しない。
- 3 平成24年4月1日前から存する旧指定知的障害児施設等(旧法第43条の3に規定する肢体不自由児施設であったものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、第6条第3項の規定は、当分の間、適用しない。

#### ○愛媛県条例第53号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条 第8条)

第3節 設備に関する基準(第9条)

第4節 運営に関する基準(第10条 第44条)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第45条 第49条)

第3章 療養介護

第1節 基本方針(第50条)

第2節 人員に関する基準(第51条・第52条)

第3節 設備に関する基準(第53条)

第4節 運営に関する基準(第54条 第78条)

第4章 生活介護

第1節 基本方針(第79条)

第2節 人員に関する基準(第80条 第82条)

- 第3節 設備に関する基準（第83条）
- 第4節 運営に関する基準（第84条 第95条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条 第98条）

## 第5章 短期入所

- 第1節 基本方針（第99条）
- 第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）
- 第3節 設備に関する基準（第102条）
- 第4節 運営に関する基準（第103条 第110条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

## 第6章 重度障害者等包括支援

- 第1節 基本方針（第113条）
- 第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）
- 第3節 設備に関する基準（第116条）
- 第4節 運営に関する基準（第117条 第123条）

## 第7章 共同生活介護

- 第1節 基本方針（第124条）
- 第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）
- 第3節 設備に関する基準（第127条）
- 第4節 運営に関する基準（第128条 第141条）

## 第8章 自立訓練（機能訓練）

- 第1節 基本方針（第142条）
- 第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）
- 第3節 設備に関する基準（第145条）
- 第4節 運営に関する基準（第146条 第149条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）

## 第9章 自立訓練（生活訓練）

- 第1節 基本方針（第152条）
- 第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）
- 第3節 設備に関する基準（第155条）
- 第4節 運営に関する基準（第156条 第159条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）

## 第10章 就労移行支援

- 第1節 基本方針（第162条）
- 第2節 人員に関する基準（第163条 第165条）
- 第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）
- 第4節 運営に関する基準（第168条 第172条）

## 第11章 就労継続支援A型

- 第1節 基本方針（第173条）
- 第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）
- 第3節 設備に関する基準（第176条）
- 第4節 運営に関する基準（第177条 第185条）

## 第12章 就労継続支援B型

- 第1節 基本方針（第186条）
- 第2節 人員に関する基準（第187条）
- 第3節 設備に関する基準（第188条）
- 第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条 第194条）

## 第13章 共同生活援助

- 第1節 基本方針（第195条）
- 第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）
- 第3節 設備に関する基準（第198条）
- 第4節 運営に関する基準（第199条 第201条）

## 第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条 第210条）

第17章 雑則（第211条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例で使用使用する用語の意義は、法で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- （2）指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- （3）利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- （4）法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。
- （5）常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。
- （6）多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等を行うことができる者）

**第3条** 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第29条第1項の規定による指定の申請については、この限りでない。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

**第4条** 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重するとともに、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

### 第1節 基本方針

**第5条** 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行

うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第6条** 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに有すべき指定居宅介護従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第5条第1項の厚生労働大臣が定める従業者をいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の指定居宅介護従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じ、常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新たに法29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

(管理者)

**第7条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(準用)

**第8条** 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

**第9条** 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第10条** 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じて適切に配慮しつつ、当該利用申込者に対し、第32条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じて適切に配慮しなければならない。

(契約支給量の報告等)

**第11条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

**第12条** 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

**第13条** 指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が、指定居宅介護の利用について行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第14条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第15条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

**第16条** 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮して、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第17条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第18条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第19条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第20条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供の日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により記録するときは、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第21条** 指定居宅介護事業者は、その用途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限り、当該支給決定障害者等に支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの規定による支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

**第22条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第23条** 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供す

る指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

**第24条** 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第22条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の額の支払を受けたときは、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

**第25条** 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

**第26条** 指定居宅介護従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（居宅介護計画の作成）

**第27条** サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

**第28条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

**第29条** 指定居宅介護従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

**第30条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が、偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

**第31条** 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の指定居宅介護従業者に、この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第27条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

**第32条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域



- (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) その他運営に関する重要事項
- (介護等の総合的な提供)

**第33条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

**第34条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供することができるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第35条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第36条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(秘密保持等)

**第37条** 指定居宅介護事業所の指定居宅介護従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第38条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第39条** 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

**第40条** 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事又は市町村長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあったときは、第3項から前項までの指導又は助言への対応の内容を知

事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

( 事故発生時の対応 )

**第41条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

( 会計の区分 )

**第42条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

( 記録の整備及び保存 )

**第43条** 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

( 準用 )

**第44条** 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

( 従業者の員数 )

**第45条** 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(基準省令第44条第1項の厚生労働大臣が定める従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって基準省令第44条第2項の厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに有すべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

( 管理者 )

**第46条** 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

( 設備及び備品等 )

**第47条** 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

( 同居家族に対するサービス提供の制限 )

**第48条** 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する居宅介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者に、その同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条第1項において準用する第27条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

( 運営に関する基準 )

**第49条** 第5条第1項及び前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで並びに前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

### 第3章 療養介護

#### 第1節 基本方針

**第50条** 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

( 従業者の員数 )

**第51条** 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号の厚生労働大臣の定める基準により算定した員数以上
  - (2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 指定療養介護の単位(指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上
  - (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。
  - (4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第50条第1項第4号の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 利用者の数が60以下 1以上
    - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。
  - 3 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - 4 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
  - 5 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
  - 6 知事は、指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合は、愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第52号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
  - 7 知事は、指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関としての適切な医療その他のサービスの提供に必要な人員を確保していることをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

( 管理者 )

**第52条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

### 第3節 設備に関する基準

**第53条** 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 知事は、指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定入所施設基準条例第54条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

( 契約支給量の報告等 )

**第54条** 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

( サービスの提供の記録 )

**第55条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供の日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定により記録するときは、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

( 利用者負担額等の受領 )

**第56条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（次項において「指定障害福祉サービス等費用基準額等」という。）の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額等のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

( 利用者負担額に係る管理 )

**第57条** 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

( 介護給付費の額に係る通知等 )

**第58条** 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第56条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の額の支払を受けたときは、提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

( 指定療養介護の取扱方針 )

**第59条** 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

**第60条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するための適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、少なくとも6月に1回以上の療養介護計画の見直し及び必要に応じた療養介護計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に利用者に対面するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

**第61条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対し、技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

**第62条** 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

**第63条** 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

**第64条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

4 指定療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

**第65条** 指定療養介護事業者は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第66条** 指定療養介護事業所の従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に対して病状の急変が生じた場合その他必要な場合

は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第67条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が、正当な理由なく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって介護給付費、特例介護給付費若しくは療養介護医療費を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

**第68条** 指定療養介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の当該指定療養介護事業所の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第69条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第74条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第70条** 指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供することができるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第71条** 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第72条** 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定療養介護事業者において当面の避難生活をするように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第73条** 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

**第74条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

(身体的拘束等の禁止)

**第75条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第76条** 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第77条** 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

**第78条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 生活介護

##### 第1節 基本方針

**第79条** 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第80条** 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位(指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な指定生活介護事業所には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第81条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

**第82条** 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

##### 第3節 設備に関する基準

**第83条** 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 訓練・作業室
    - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
    - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものとする。
- 3 第1項に掲げる相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

**第84条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受け取ることができる。
- 4 指定生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(介護)

**第85条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第86条** 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

**第87条** 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

**第88条** 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、食事を提供するときは、その内容及び費用に関して利用者に説明を行い、その同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供することができるよう、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合において、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

**第89条** 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。



(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第90条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が、正当な理由なく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

**第91条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第94条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

**第92条** 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等について、適正に管理しなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第93条** 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

**第94条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

(準用)

**第95条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

**第96条** 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

( 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 )

**第97条** 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たすこと。
- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

( 準用 )

**第98条** 第84条第2項から第5項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

## 第5章 短期入所

### 第1節 基本方針

**第99条** 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

( 従業者の員数 )

**第100条** 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に有すべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第124条に規定する指定共同生活介護、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第195条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

- イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
- (ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上
- (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超える6又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- 2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）の有すべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
- (ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上
- (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超える6又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）の有すべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 指定生活介護事業所、第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 指定生活介護、第124条に規定する指定共同生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
- (ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上
- (イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に、当該日の利用者の数が6を超える6又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- (2) 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号イの(ア)又は(イ)に定める数
- （準用）
- 第101条** 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。
- 第3節 設備に関する基準**
- 第102条** 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていないものを有するものでなければならない。
- 2 併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の設備（居室を除く。）を当該併設事業所における指定短期入所の事業の用に供する場合において、当該併設事業所及び当該併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、併設事業所には、居室を除き、設備を設けないことができる。
- 3 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有することをもって足りる。
- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 5 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、8平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## (2) 食堂

- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。

## (3) 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

## (4) 洗面所及び便所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものとすること。

**第4節 運営に関する基準**

(指定短期入所の開始及び終了)

**第103条** 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においてもその提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第104条** 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達したときは、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第105条** 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

**第106条** 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

**第107条** 指定短期入所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭<sup>しほ</sup>しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合は、利用者に対して食事を提供しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、栄養並びに利用者の身体<sup>しん</sup>の状況及び好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

**第108条** 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号に係るものを除く。）に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

**第109条** 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

**第110条** 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第111条** 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数及び基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第2号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合にあつては、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積を、おおむね743平方メートル以上とすること。
- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第112条** 第105条第2項から第5項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

### 第6章 重度障害者等包括支援

#### 第1節 基本方針

**第113条** 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第114条** 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、基準省令第127条第3項の厚生労働大臣が定める者でなければならない。

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

**第115条** 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

**第3節 設備に関する基準**

**第116条** 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

**第4節 運営に関する基準**

(実施主体)

**第117条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

**第118条** 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応することができる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供することができる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

**第119条** 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第55号)又は愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第58号)に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

**第120条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

**第121条** サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(運営規程)

**第122条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定重度障害者等包括支援を提供することができる利用者の数

(4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

**第123条** 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

## 第7章 共同生活介護

### 第1節 基本方針

**第124条** 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第125条** 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
  - (2) 生活支援員 常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
    - ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第3号の区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
    - イ 区分省令第2条第4号の区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
    - ウ 区分省令第2条第5号の区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
    - エ 区分省令第2条第6号の区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
  - (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 利用者の数が30以下 1以上
    - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超える30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

**第126条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

**第127条** 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合は、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
  - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - (2) 一の居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

### 第4節 運営に関する基準

(入退居)

**第128条** 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (入退居の記録の記載等)
- 第129条** 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。
- (利用者負担額等の受領)
- 第130条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。
- (利用者負担額に係る管理)
- 第131条** 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- (指定共同生活介護の取扱方針)
- 第132条** 指定共同生活介護事業者は、第141条において準用する第60条第1項に規定する共同生活介護計画(以下「共同生活介護計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行うときは、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (サービス管理責任者の業務)
- 第133条** サービス管理責任者は、第141条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対し、技術指導及び助言を行うこと。
- (介護及び家事等)
- 第134条** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。



3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

( 社会生活上の便宜の供与等 )

**第135条** 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

( 運営規程 )

**第136条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

( 勤務体制の確保等 )

**第137条** 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供することができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

( 支援体制の確保 )

**第138条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

( 定員の遵守 )

**第139条** 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

( 協力医療機関等 )

**第140条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

( 準用 )

**第141条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

## 第8章 自立訓練（機能訓練）

### 第1節 基本方針

**第142条** 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障害者（障害児を除く。）に対して、1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第2節 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第143条** 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項、第2項及び前項に掲げる指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第144条** 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

**第3節 設備に関する基準**

**第145条** 第83条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

**第4節 運営に関する基準**

(利用者負担額等の受領)

**第146条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(訓練)

**第147条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

**第148条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住

宅等における生活に移行した後の一定期間、定期的に連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

**第149条** 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

**第150条** 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第151条** 第146条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第9章 自立訓練（生活訓練）

#### 第1節 基本方針

**第152条** 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間入院していた障害者その他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第153条** 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）にごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
    - ア イに掲げる利用者以外の利用者
    - イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者
  - (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、1以上
  - (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 利用者の数が60以下 1以上
    - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- 2 健康上の管理等を必要とする利用者のために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と、「合計数以上」とあるのは「合計数以上とすること。」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とすることとする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合にあつては、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以

上置くものとする。

4 第1項(第2項において読み替えて適用される場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

5 第1項及び第2項に掲げる指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第154条** 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

**第155条** 指定自立訓練(生活訓練)事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものとする。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所には、第1項の設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項第1号の訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とする。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

4 第1項に掲げる相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に掲げる設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

**第156条** 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供したときは、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供の日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の規定により記録するときは、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第157条** 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

5 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前各項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第3項及び第4項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(記録の整備及び保存)

**第158条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

（準用）

**第159条** 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条第1項、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第131条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

**第160条** 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- 3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第161条** 第146条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

### 第10章 就労移行支援

#### 第1節 基本方針

**第162条** 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師等法」という。）の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得させることを目的として省令第6条の9に規定する便宜を提供する場合にあっては、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第163条** 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

##### 1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

##### 2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

##### 3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 第1項に掲げる指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

**第164条** 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師等法第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設である指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(準用)

**第165条** 第52条及び第81条の規定(認定指定就労移行支援事業所については、第81条の規定を除く。)は、指定就労移行支援の事業について準用する。

**第3節 設備に関する基準**

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

**第166条** 次条において準用する第83条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

**第167条** 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

**第4節 運営に関する基準**

(実習の実施)

**第168条** 指定就労移行支援事業者は、利用者が第172条において読み替えて準用する第60条の就労移行支援計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第169条** 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第170条** 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第171条** 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

**第172条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第131条第1項、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは

「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第131条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第184条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ」と読み替えるものとする。

## 第11章 就労継続支援A型

### 第1節 基本方針

**第173条** 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第174条** 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

#### (1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

#### (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に掲げる指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

**第175条** 第52条及び第81条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

**第176条** 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がないときは、訓練・作業室を設けなければならないことができる。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

#### (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

#### (3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものとする。

3 第1項に掲げる相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がないときは、兼用することができる。

4 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

（実施主体）

**第177条** 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

**第178条** 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第6条の10第2号に規定する者に対し、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

（就労の機会の提供）

**第179条** 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

**第180条** 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者(以下「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対し、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払う工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

**第181条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第185条において読み替えて準用する第60条の就労継続支援A型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第182条** 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

**第183条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

**第184条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

(準用)

**第185条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第12章 就労継続支援B型

### 第1節 基本方針

**第186条** 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

**第187条** 第52条、第81条及び第174条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

**第188条** 第176条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

**第189条** 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに設定する工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。



(準用)

**第190条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第190条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

**第191条** 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第47号。以下「救護施設等基準条例」という。)第28条に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、救護施設等基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

**第192条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

**第193条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

**第194条** 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

### 第13章 共同生活援助

#### 第1節 基本方針

**第195条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第2節 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第196条** 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超える30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第197条** 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

**第3節 設備に関する基準**

**第198条** 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

**第4節 運営に関する基準**

(家事等)

**第199条** 指定共同生活援助事業者は、原則として、調理、洗濯その他の家事等を利用者及び従業者に共同で行わせるよう努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第200条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第201条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、第133条第1項第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

**第14章 多機能型に関する特例**

(従業者の員数に関する特例)

**第202条** 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第58条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の数の合計が20人未満である場合は、第80条第5項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第6項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所の有すべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多

機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  
(設備の特例)

**第203条** 多機能型事業所の設備については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供する当該多機能型事業所の設備を兼用することができる。

**第15章** 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

**第204条** 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に有すべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第125条第1項第1号及び第3号並びに第196条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  
ア 利用者の数の合計が30以下 1以上  
イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超える30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上  
(設備及び定員の遵守に関する特例)

**第205条** 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計数及びその入居定員の合計数をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条(第198条において準用する場合を含む。)及び第139条(第201条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

**第16章** 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(通則)

**第206条** 基準省令第219条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であり、かつ、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、この章の定めるところによる。

(従業者の員数)

**第207条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 特定基準該当生活介護を提供する事業所に限り、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
  - (2) 看護職員 特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限り、1以上
  - (3) 理学療法士又は作業療法士 特定基準該当生活介護(利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に限る。)又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限り、1以上
  - (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上  
ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者  
イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
  - (5) 職業指導員 特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限り、1以上
  - (6) サービス管理責任者 1以上
- 2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当生活介護を提供する事業所には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 3 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

**第208条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

(利用定員)

**第209条** 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

**第210条** 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条(第10号を除く。)及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第94条中「前条」とあるのは「第210条第2項及び第4項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条(第1項を除く。)、第85条(第4項を除く。)、第86条から第90条まで、第92条及び第93条の規定は、特定基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、第90条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条(第1項を除く。)、第147条(第3項を除く。)及び第148条第2項の規定は、特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第90条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

4 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条、第92条まで、第93条、第147条(第3項を除く。)、第148条第2項、第152条及び第157条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第90条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

5 第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条(第1項を除く。)、第147条(第3項を除く。)、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第90条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第5項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

## 第17章 雑則

(規則への委任)

**第211条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(指定共同生活介護の事業の運営の基準に関する特例)

2 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第134条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

3 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第134条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

- 4 前2項の場合においては、第125条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。  
（地域移行型ホームに関する特例）
- 5 この条例の施行の際現に基準省令附則第7条第2項の規定により入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行う者については、第127条第1項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、この条例の施行後においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
- 6 前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等に係る第127条第2項（第198条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。
- 7 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）を提供してはならない。
- 8 地域移行型ホーム事業者は、利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。
- 9 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等に係る第141条又は第201条において準用する第60条の規定の適用については、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第7項に定める期間内に附則第8項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
- 10 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するため、関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。  
（指定共同生活援助の事業の特例）
- 11 指定共同生活援助事業者（平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第127条第1項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
- 12 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合は、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第127条第6項及び第7項（これらの規定を第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。  
(1) 居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。  
(2) 前号の居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものとする。  
（経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所に関する経過措置）
- 13 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行う事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて指定共同生活介護の事業を行う場合及び基準省令附則第13条の規定により知事が認めた事業所において指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所（以下「経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）に第125条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を有しないことができる。  
(1) 平成18年10月1日において居宅介護の支給決定を受けていた利用者が、同日以降引き続き入居していること。  
(2) 生活支援員を置くことが困難であること。
- 14 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第141条において準用する第60条及び第134条第3項の規定は、適用しない。
- 15 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第141条において準用する第68条に規定する業務のほか、第133条に掲げる業務を行うものとする。  
（経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する経過措置）
- 16 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間、第196条第1項第2号のサービス管理責任者を置かないことができる。
- 17 経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第201条において準用する第60条の規定は、適用しない。
- 18 経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第201条において準用する第68条に規定する業務のほか、第201条において準用する第133条に掲げる業務を行うものとする。
- 19 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第15章の規定を準用する。  
（旧指定特定身体障害者授産施設等の人員の基準に関する経過措置）

20 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条の身体障害者授産施設のうちその設置者が法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（以下「指定障害福祉サービス事業者の指定」という。）を受けた日の前日において旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたものであって、平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの（以下「旧指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6の知的障害者更生施設のうちその設置者が指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日の前日において旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けていたものであって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの（以下「旧指定知的障害者更生施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の7の知的障害者授産施設のうちその設置者が指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日の前日において旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けていたものであって、平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの（以下「旧指定特定知的障害者授産施設」という。）が、平成18年10月1日前から存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第51条第1項並びに整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）第6条第1項及び第47条第1項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日に引き続き指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この項において「従たる事業所」という。）として設置した場合における当該従たる事業所については、当分の間、第81条第2項（第144条、第154条、第165条、第175条及び第187条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

（旧精神障害者福祉ホーム等の設備の基準に関する経過措置）

21 平成18年10月1日前から存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号の精神障害者福祉ホームであって、その設置者が平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第127条（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、当分の間、第127条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、政令附則第8条の2の厚生労働大臣が定める旧精神障害者福祉ホームに限り、当分の間、適用しない。

22 平成18年10月1日前から存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号の精神障害者生活訓練施設であって、その設置者が平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けたもの（以下「旧精神障害者生活訓練施設」という。）において指定自立訓練（生活訓練）の事業が行われる場合における当該施設について第155条第3項第1号の規定を適用する場合には、同号ア中「1人」とあるのは、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日の前日において整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）附則第3条の適用を受けていた旧精神障害者生活訓練施設については「4人以下」と、同日において同条の適用を受けていた旧精神障害者生活訓練施設以外の旧精神障害者生活訓練施設については「2人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。

23 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者福祉法第30条の身体障害者療護施設のうちその設置者が指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日の前日において旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたものであって、平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの、旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設については、当分の間、第53条第1項、第83条第1項（第145条及び第167条において準用する場合を含む。）、第155条第1項又は第176条第1項（第188条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

#### ○愛媛県条例第54号

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 目次

## 第1章 総則（第1条 第4条）

## 第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

## 第1節 人員に関する基準（第5条 第8条）

## 第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）

## 第3節 運営に関する基準（第11条 第61条）

## 第3章 雑則（第62条）

## 附則

## 第1章 総則

## （趣旨）

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定等を受けることができる者並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## （定義）

**第2条** この条例で使用使用する用語の意義は、法で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (4) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。
- (5) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（指定障害者支援施設の指定等を行うことができる者）

**第3条** 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

## （指定障害者支援施設の一般原則）

**第4条** 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、常に当該利用者の立場に立つて施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準****第1節 人員に関する基準**

## （従業者の員数）

**第5条** 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

## (1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(a) i から iiiまでに掲げる平均障害程度区分（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iiiまでに定める数

- i 平均障害程度区分が4未満 利用者（基準省令第4条第1項第1号イ<sup>(2)</sup>の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除して得た数
- ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数
- iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数
- (b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
- b 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
- c 理学療法士又は作業療法士数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。
- d 生活支援員数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
- (ウ) サービス管理責任者（基準省令第4条第1項第1号イ<sup>(3)</sup>の厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
  - a 利用者の数が60以下 1以上
  - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- イ ア<sup>(イ)</sup>の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- ウ ア<sup>(イ)</sup>の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- エ ア<sup>(ウ)</sup>のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (2) 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
  - ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
    - (ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
      - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
      - b 看護職員数は、1以上とすること。
      - c 理学療法士又は作業療法士数は、1以上とすること。
      - d 生活支援員数は、1以上とすること。
    - (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
      - a 利用者の数が60以下 1以上
      - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
  - イ 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
  - ウ ア<sup>(ア)</sup>の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
  - エ ア<sup>(ア)</sup>の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
  - オ ア<sup>(ア)</sup>の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
  - カ ア<sup>(イ)</sup>のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (3) 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
  - ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
    - (ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
    - (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
      - a 利用者の数が60以下 1以上
      - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
  - イ 健康上の管理等を必要とする利用者のために看護職員を置いている場合におけるア<sup>(ア)</sup>の規定の適用については、ア<sup>(ア)</sup>中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と、「数以上」とあるのは「数以上とすること。」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員数は、それぞれ1以上とする。
  - ウ 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
  - エ ア<sup>(ア)</sup>又はイの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
  - オ ア<sup>(イ)</sup>のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (4) 就労移行支援を行う場合



ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
- b 職業指導員の数は、1以上とすること。
- c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設である指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
- b 職業指導員の数は、1以上とすること。
- c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
- b 職業指導員の数は、1以上とすること。
- c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第4条第1項第6号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(イ) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に掲げる指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

**第6条** 知事は、指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号の福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合は、愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第

52号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

**第7条** 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号ウ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ)に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びエ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第8条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

(設備)

**第9条** 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

(5) 洗面所及び便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものとすること。

(6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(7) 廊下幅

ア 1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で兼用することができる。

(設備に関する特例)

**第10条** 知事は、指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス

と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定入所施設基準条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第11条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じて適切に配慮しつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第46条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面を交付するときは、利用者の障害の特性に応じて適切に配慮しなければならない。

(契約支給量の報告等)

**第12条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

**第13条** 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

**第14条** 指定障害者支援施設は、市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が、施設障害福祉サービスの利用について行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第15条** 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(指定障害福祉サービス基準条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(指定障害福祉サービス基準条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第16条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

**第17条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮して、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第18条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第19条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等と密接に連携するよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第20条** 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第21条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、その提供の日、内容その他必要な事項を、施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、その提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により記録するときは、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第22条** 指定障害者支援施設は、その使途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該支給決定障害者に支払を求めることができる。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの規定による支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

**第23条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定障害者支援施設は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第24条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

**第25条** 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、第23条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の額の支払を受けたときは、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

**第26条** 指定障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第27条** 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するための適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、少なくとも6月に1回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上)の施設障害福祉サービス計画の見直し及び必要に応じた施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に利用者面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

**第28条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

**第29条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

**第30条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭<sup>しき</sup>しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定障害者支援施設は、利用者に対して、その負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

**第31条** 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって

訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

**第32条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

**第33条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 就労継続支援 B 型の提供に当たっては、前項の規定により利用者に支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（第 4 項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、年度ごとに設定する工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

**第34条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前 2 項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

**第35条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

**第36条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

（就職状況の報告）

**第37条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事）

**第38条** 施設入所支援を提供する指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の

年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供することができるよう、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合において、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

( 社会生活上の便宜の供与等 )

**第39条** 指定障害者支援施設は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、これらの者に代わって行われなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

( 健康管理 )

**第40条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

( 緊急時等の対応 )

**第41条** 指定障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

( 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い )

**第42条** 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

( 給付金として支払を受けた金銭の管理 )

**第43条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る基準省令第38条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

( 支給決定障害者に関する市町村への通知 )

**第44条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が、正当な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは訓練等給付費を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

( 管理者による管理等 )

**第45条** 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定障害者支援施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の当該指定障害者支援施設の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

( 運営規程 )

**第46条** 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する施設障害福祉サービスの種類

(3) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

(5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

(6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

( 勤務体制の確保等 )

**第47条** 指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供

しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第48条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第49条** 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定障害者支援施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第50条** 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等について、適正に管理しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

**第51条** 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第52条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

**第53条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第54条** 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第55条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第56条** 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

**第57条** 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。



- 2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事又は市町村長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長から求めがあったときは、第3項から前項までの指導又は助言への対応の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

**第58条** 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第59条** 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第60条** 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第61条** 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

### 第3章 雑則

(規則への委任)

**第62条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(旧指定身体障害者療護施設等の設備の基準に関する経過措置)
- 2 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第30条の身体障害者療護施設のうち法第29条第1項の指定障害者支援施設の指定(以下「指定障害者支援施設の指定」という。)を受けた日の前日において旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたものであって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害者支援施設の指定を受けたもの(以下「旧指定身体障害者療護施設」という。)、旧身体障害者福祉法第31条の身体障害者授産施設のうち指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたものであって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害者支援施設の指定を受けたもの(以下「旧指定特定身体障害者授産施設」という。)、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6の知的障害者更生施設のうち指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けていたもの(整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準省令」という。))第2条第1号イの指定知的障害者入所更生施設であったものに限る。)であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害者支援施設の指定を受けたもの(以下「旧指定知的障害者更生施設」という。)又は旧知的障害者福祉法第21条の7の知的障害者授産施設のうち指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けていたもの(旧知的障害者更生施設

等指定基準省令第2条第2号イの指定特定知的障害者入所授産施設であったものに限る。)であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害者支援施設の指定を受けたもの(以下「旧指定特定知的障害者授産施設」という。)(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第9条第1項の多目的室を設けないことができる。

- 3 平成18年10月1日前から存する旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第9条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 4 平成18年10月1日前から存する旧指定身体障害者療護施設であって指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧身体障害者更生施設等指定基準省令附則第3条の適用を受けていたもの、旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第9条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日前から存する旧指定特定身体障害者授産施設であって指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧身体障害者更生施設等指定基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受けていたもの又は旧指定知的障害者更生施設であって指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧知的障害者更生施設等指定基準省令附則第2条の規定の適用を受けていたもの若しくは旧指定特定知的障害者授産施設であって指定障害者支援施設の指定を受けた日の前日において旧知的障害者更生施設等指定基準省令附則第3条の規定の適用を受けていたもの(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第9条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日前から存する旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第9条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 平成18年10月1日前から存する旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第9条第2項第7号アの規定を適用する場合には、同号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。
- 8 平成18年10月1日前から存する旧指定身体障害者療護施設、旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第9条第2項第7号イの規定は、適用しない。  
(旧指定知的障害児施設等の設備の基準に関する経過措置)
- 9 平成24年4月1日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、引き続き同日に指定障害者支援施設の指定を受けたもの(指定障害者支援施設の指定を受けた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分を除く。)について第9条第2項第2号の規定を適用する場合には、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とし、同号キ及び同項第7号の規定は、適用しない。

## ○愛媛県条例第55号

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 療養介護(第4条 第32条)
- 第3章 生活介護(第33条 第50条)
- 第4章 自立訓練(機能訓練)(第51条 第55条)
- 第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条 第60条)
- 第6章 就労移行支援(第61条 第69条)
- 第7章 就労継続支援A型(第70条 第84条)
- 第8章 就労継続支援B型(第85条 第87条)
- 第9章 多機能型に関する特例(第88条 第90条)
- 第10章 雑則(第91条)

附則

**第1章 総則**

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

**第3条** 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、常に当該利用者の立場に立って障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第2章 療養介護**

(基本方針)

**第4条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第5条** 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第6条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

**第7条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第8条** 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の

安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該療養介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 療養介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に当該療養介護事業所において職員及び利用者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備及び保存）

**第9条** 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

（規模）

**第10条** 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

**第11条** 療養介護事業所には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

**第12条** 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 管理者 1
  - 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号の厚生労働大臣の定める基準により算定した員数以上
  - 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位（療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上
  - 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
  - サービス管理責任者（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第1項第5号の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  
ア 利用者の数が60以下 1以上  
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。
  - 複数の療養介護の単位を置く場合は、一の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
  - 前3項に定めるもののほか、療養介護事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（心身の状況等の把握）

**第13条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

**第14条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と密接に連携するよう努めなければならない。

- 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と密接に連携するよう努めなければならない。

（療養介護事業者が利用者に支払を求めることのできる金銭の範囲等）

**第15条** 療養介護事業者は、その用途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該利用者に支払を求めることができる。

- 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して利用者に説明し、その同意を得なければならない。

（療養介護の取扱方針）

- 第16条** 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
  - 療養介護事業者は、提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(療養介護計画の作成等)
- 第17条** 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するための適切な支援の内容を検討しなければならない。
  - サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
  - サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
  - サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
  - サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
  - サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
  - サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、少なくとも6月に1回以上の療養介護計画の見直し及び必要に応じた療養介護計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
  - サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。  
(サービス管理責任者の業務)
- 第18条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
  - 他の職員に対し、技術指導及び助言を行うこと。  
(相談及び援助)
- 第19条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。  
(機能訓練)
- 第20条** 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。  
(看護及び医学的管理の下における介護)
- 第21条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
  - 療養介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
  - 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。  
(その他のサービスの提供)
- 第22条** 療養介護事業者は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。
- 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
(緊急時等の対応)

**第23条** 療養介護事業所の職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の業務)

**第24条** 療養介護事業所の管理者は、職員及び業務の管理その他の当該療養介護事業所の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第25条** 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第26条** 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第27条** 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理しなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

**第28条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第29条** 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情解決)

**第30条** 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第31条** 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第32条** 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 第3章 生活介護

(基本方針)

**第33条** 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第34条** 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第35条** 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

**第36条** 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(規模)

**第37条** 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、基準省令第37条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(設備の基準)

**第38条** 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
  - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものとする。

3 第1項に掲げる相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

**第39条** 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
  - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分(基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。
    - (ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上
    - (イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上
    - (ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上
  - イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
  - ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。
  - エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
- (4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。

3 複数の生活介護の単位を置く場合は、一的生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項、第2項及び第4項に定めるもののほか、生活介護事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第40条** 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合における主たる事業所及び従たる事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

**第41条** 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

**第42条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

4 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

5 生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第43条** 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

**第44条** 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

**第45条** 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、食事を提供するときは、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供することができるよう、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合において、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

**第46条** 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

**第47条** 生活介護事業所の職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

**第48条** 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。



2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第49条** 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(準用)

**第50条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第50条において準用する次条第1項に規定する生活介護計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

**第51条** 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障害者（障害児を除く。）に対して、1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

**第52条** 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、自立訓練（機能訓練）事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

(訓練)

**第53条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

**第54条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後の一定期間、定期的に連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

**第55条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第55条において準用する次条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画」と、第17条中「療

養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

**第56条** 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間入院していた障害者その他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

**第57条** 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、基準省令第57条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

**第58条** 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものとする。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第1項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項の訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とする。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

4 第1項に掲げる相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に掲げる設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該宿泊型自立訓練事業所の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（職員の配置の基準）

**第59条** 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める

数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

- 2 健康上の管理等を必要とする利用者のために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所について前項第2号の規定を適用する場合には、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と、「合計数以上」とあるのは「合計数以上とすること。」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とすることとする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えて適用される場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 前各項に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（準用）

**第60条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第60条において準用する次条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人以上」と読み替えるものとする。

## 第6章 就労移行支援

（基本方針）

**第61条** 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師等法」という。）の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得させることを目的として省令第6条の9に規定する便宜を提供する場合には、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

**第62条** 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師等法第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設である就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

**第63条** 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。

3 前2項に定めるもののほか、就労移行支援事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

**第64条** 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

と。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項に定めるもののほか、同項の職員及びその員数については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

( 実習の実施 )

**第65条** 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において読み替えて準用する第17条の就労移行支援計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

( 求職活動の支援等の実施 )

**第66条** 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

( 職場への定着のための支援の実施 )

**第67条** 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

( 就職状況の報告 )

**第68条** 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

( 準用 )

**第69条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第69条において準用する次条第1項に規定する就労移行支援計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第7章 就労継続支援A型

( 基本方針 )

**第70条** 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

( 管理者の資格要件 )

**第71条** 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

( 規模 )

**第72条** 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50に相当する人数又は9人のいずれか少ない人数を超えてはならない。

( 設備の基準 )

**第73条** 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものとする。

3 第1項に掲げる訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に掲げる相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

( 職員の配置の基準 )

**第74条** 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。

3 前2項に定めるもののほか、就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

( 従たる事業所を設置する場合における特例 )

**第75条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合における主たる事業所及び従たる事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

( 実施主体 )

**第76条** 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

( 雇用契約の締結等 )

**第77条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

( 就労の機会の提供 )

**第78条** 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の实情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

( 賃金及び工賃 )

**第79条** 就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者(以下「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対し、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払う工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

( 実習の実施 )

**第80条** 就労継続支援A型事業者は、利用者が第84条において読み替えて準用する第17条の就労継続支援A型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

( 求職活動の支援等の実施 )

**第81条** 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就

労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

( 職場への定着のための支援等の実施 )

**第82条** 就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

( 利用者及び職員以外の者の雇用 )

**第83条** 就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

( 準用 )

**第84条** 第 8 条、第 9 条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第16条第 1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画」とあるのは「第84条において準用する次条第 1 項に規定する就労継続支援 A 型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第 8 章 就労継続支援 B 型

( 基本方針 )

**第85条** 就労継続支援 B 型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第 6 条の10第 2 号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

( 工賃の支払等 )

**第86条** 就労継続支援 B 型の事業を行う者（以下「就労継続支援 B 型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者に支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（第 4 項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに設定する工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

( 準用 )

**第87条** 第 8 条、第 9 条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第16条第 1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画」とあるのは「第87条において準用する次条第 1 項に規定する就労継続支援 B 型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第 1 項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

## 第 9 章 多機能型に関する特例

( 規模に関する特例 )

**第88条** 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援 A 型事業所（以下「多機能型就労継続支援 A 型事業所」という。）及び就労継続支援 B 型事業所（以下「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員を除き、多機能型による指定児童発達支援（愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」と総称する。））を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機

能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

4 基準省令第89条第4項の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

**第89条** 多機能型事業所は、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第63条第1項第4号及び第74条第1項第3号（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前条第4項後段の規定により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第1項第3号工、第52条第1項第2号、第59条第1項第2号並びに第87条において準用する第74条第1項第2号の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上とすることができる。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

3 前2項に定めるもののほか、多機能型事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（設備の特例）

**第90条** 多機能型事業所の設備については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供する当該多機能型事業所の設備を兼用することができる。

## 第10章 雑則

（規則への委任）

**第91条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（小規模作業所等の規模に関する経過措置）

2 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に引き続きサービス事業所となった場合における第37条（第55条、第69条及び第87条において準用する場合を含む。）、第57条第1項及び第88条第4項の規定の適用については、第37条中「基準省令第37条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるもの」とあり、第57条第1項中「基準省令第57条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるもの」とあり、及び第88条第4項中「基準省令第89条第4項の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認める地域」とする。

3 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条の身体障害者授産施設であつて平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続きサービス事業所となったもの（以下「旧身体障害者授産施設」という。）、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6の知的障害者更生施設であつて平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続きサービス事業所となったもの（以下「旧知的障害者更生施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の7の知的障害者授産施設であつて平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続きサービス事業所となったもの（以下「旧知的障害者授産施設」という。）が、平成18年10月1日前から存する分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第51条第2項並びに整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第23条第2項及び第47条第2項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたもの

を含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)を、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置した場合における当該事業所については、当分の間、第40条第2項(第55条、第60条及び第69条において準用する場合を含む。)及び第75条第2項(第87条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(旧精神障害者生活訓練施設等の設備の基準に関する経過措置)

- 4 法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号の精神障害者生活訓練施設であって、平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続きサービス事業所となったものについて第58条第3項第1号の規定を適用する場合には、同号ア中「1人」とあるのは、サービス事業所となった日の前日において整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)附則第3条の規定の適用を受けていたものについては「4人以下」と、同日において同条の規定の適用を受けていたもの以外のものについては「2人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。
- 5 旧身体障害者福祉法第30条の身体障害者療護施設であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続きサービス事業所となったもの、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設については、当分の間、第11条第1項、第38条第1項(第55条及び第69条において準用する場合を含む。)、第58条第1項又は第73条第1項(第87条において準用する場合を含む。)の多目的室を設けないことができる。

#### ○愛媛県条例第56号

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

**第3条** 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

**第4条** 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第5条** 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該地域活動支援センターの



見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 地域活動支援センターは、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第6条** 地域活動支援センターは、利用者へサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第7条** 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

**第8条** 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

**第9条** 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- (2) 便所

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

**第10条** 地域活動支援センターに配置する職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

- 2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

- 3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、かつ、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第11条** 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う他の事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者等に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第12条** 地域活動支援センターは、その使途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって、利用者等に支払を求めることが適当であるものに限り、当該利用者等に支払を求めることができる。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して利用者等に説明し、当該利用者等の同意を得なければならない。

(生産活動)

**第13条** 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めるとともに、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者の過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

**第14条** 地域活動支援センターは、生産活動に従事する利用者へ、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

**第15条** 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

( 衛生管理等 )

**第16条** 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

( 秘密保持等 )

**第17条** 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

( 苦情解決 )

**第18条** 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を県又は市町に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあせんに協力するよう努めなければならない。

( 事故発生時の対応 )

**第19条** 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

( 規則への委任 )

**第20条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ○愛媛県条例第57号

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

( 趣旨 )

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

( 用語 )

**第2条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

( 基本方針 )

**第3条** 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

( 構造設備 )

**第4条** 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第

201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(運営規程)

**第5条** 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第6条** 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該福祉ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該福祉ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

- 3 福祉ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

- 4 福祉ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該福祉ホームにおいて当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第7条** 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第8条** 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

**第9条** 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

**第10条** 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室(利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋をいう。以下同じ。)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
  - ア 一の居室の定員は、原則として、1人とすること。
  - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等の面積を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室及び便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 共用室 利用定員に応じた適当な広さを有すること。

- 3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

**第11条** 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、かつ、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。  
(利用者を支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第12条** 福祉ホームは、その用途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該利用者に支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して利用者に説明し、その同意を得なければならない。  
(定員の遵守)

**第13条** 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(衛生管理等)

**第14条** 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(秘密保持等)

**第15条** 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。  
(苦情解決)

**第16条** 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。  
3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。  
4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を県又は市町村に報告しなければならない。  
5 福祉ホームは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。  
(事故発生時の対応)

**第17条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。  
3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  
(規則への委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
2 平成18年9月30日に法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホームであった施設の設置者が、同年10月1日以後引き続き当該施設において福祉ホームを営む事業を行う場合における当該福祉ホーム(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、第10条第2項第1号イの規定は、当分の間、適用しない。

#### ○愛媛県条例第58号

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則(第1条 第3条)  
第2章 設備及び運営に関する基準(第4条 第45条)  
第3章 雑則(第46条)

#### 附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設の一般原則)

**第3条** 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、常に当該利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

**第4条** 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(施設長の資格要件)

**第5条** 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

**第6条** 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第7条** 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- (記録の整備及び保存)
- 第8条** 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- (規模)
- 第9条** 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。
- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）
- (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）としなければならない。
- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上
- (2) 就労継続支援B型 10人以上
- (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）
- (設備の基準)
- 第10条** 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。
- 2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 訓練・作業室
- ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室
- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等の面積を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂
- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所及び便所
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものとする。
- (6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (7) 廊下幅
- ア 1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。
- イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設である就労移行支援を行う障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）には、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

4 第1項に掲げる相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で兼用することができる。

（職員の配置の基準）

**第11条** 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。）第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iii までに定める数

i 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除して得た数

ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) サービス管理責任者（基準省令第11条第1項第2号イ(3)の厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ 複数の生活介護の単位を置く場合は、一の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とすること。

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 看護職員の数は、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

d 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ 健康上の管理等を必要とする利用者のために看護職員を配置している場合におけるア(ア)の規定の適用については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ アの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。

イ 複数の施設入所支援の単位を置く場合は、一の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数による。

3 前2項に定めるもののほか、障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

**第12条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)、第3号ア(イ)、第4号ア(イ)、第5号ア(ウ)及びイ(イ)及び第6号ア(イ)の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する基準省令第12条第2項の厚



生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1 以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1 に、利用者の数の合計が60を超える40又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上

2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第13条** 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、従たる事業所を設置する場合における障害者支援施設の職員の配置の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

**第14条** 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第15条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第16条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と密接に連携するよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

**第17条** 障害者支援施設は、その用途が直接利用者の便益を向上させる金銭であって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該利用者に支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して利用者に説明し、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

**第18条** 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第19条** 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するための適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援の内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、日常生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、少なくとも6月に1回以上の施設障害福祉サービス計画の見直し及び必要に応じた施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- （サービス管理責任者の業務）

**第20条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （相談等）

**第21条** 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。
- （介護）

**第22条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭<sup>しき</sup>しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- （訓練）

**第23条** 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。
- （生産活動）

**第24条** 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備<sup>しん</sup>の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- （工賃の支払等）

**第25条** 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回っ

てはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに設定する工賃の目標水準及び前年度に利用者へ支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

( 実習の実施 )

**第26条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

( 求職活動の支援等の実施 )

**第27条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。

( 職場への定着のための支援の実施 )

**第28条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

( 就職状況の報告 )

**第29条** 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

( 食事 )

**第30条** 施設入所支援を提供する障害者支援施設は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供することができるよう、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合において、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

( 社会生活上の便宜の供与等 )

**第31条** 障害者支援施設は、適宜利用者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

( 健康管理 )

**第32条** 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

( 緊急時等の対応 )

**第33条** 障害者支援施設の職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

( 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い )

**第34条** 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

( 給付金として支払を受けた金銭の管理 )

**第35条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る基準省令第33条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

( 施設長の責務 )

**第36条** 障害者支援施設の施設長は、職員及び業務の管理その他の当該障害者支援施設の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

( 勤務体制の確保等 )

**第37条** 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

( 定員の遵守 )

**第38条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

( 衛生管理等 )

**第39条** 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等について、適正に管理しなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

( 協力医療機関等 )

**第40条** 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

( 身体的拘束等の禁止 )

**第41条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

( 秘密保持等 )

**第42条** 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

( 苦情解決 )

**第43条** 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

( 地域との連携等 )

**第44条** 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

( 事故発生時の対応 )

**第45条** 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 第3章 雑則

( 規則への委任 )

**第46条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(旧身体障害者療護施設等の設備の基準に関する経過措置)

- 2 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第30条の身体障害者療護施設であって同日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの(以下「旧身体障害者療護施設」という。)、旧身体障害者福祉法第31条の身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設基準省令」という。))第50条第1号の身体障害者入所授産施設に限る。)であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの(以下「旧身体障害者授産施設」という。)、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。))第21条の6の知的障害者更生施設(整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設基準省令」という。))第22条第1号の知的障害者入所更生施設に限る。)であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの(以下「旧知的障害者更生施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の7の知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設基準省令第46条第1号の知的障害者入所授産施設に限る。)であって平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き障害者支援施設となったもの(以下「旧知的障害者授産施設」という。)) (これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第10条第1項の多目的室を設けないことができる。
- 3 平成18年10月1日前から存する旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 4 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者授産施設であって障害者支援施設となった日の前日において旧身体障害者更生援護施設基準省令附則第4条の規定の適用を受けていたもの又は旧知的障害者更生施設若しくは旧知的障害者授産施設であってこれらの施設が障害者支援施設となった日の前日において旧知的障害者援護施設基準省令附則第2条又は第3条の規定の適用を受けていたもの(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者療護施設であって、障害者支援施設となった日の前日において旧身体障害者更生援護施設基準省令附則第3条の規定の適用を受けていたもの(平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第10条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 7 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第10条第2項第2号キのプザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 平成18年10月1日前から存する旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)について第10条第2項第7号の規定を適用する場合においては、同号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 9 平成18年10月1日前から存する旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第10条第2項第7号イの規定は、適用しない。

#### ○愛媛県条例第59号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

##### 目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第4条 第34条)

第3章 雑則(第35条)

附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この条例で使用する用語は、法及び介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

**第3条** 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

## 第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

**第4条** 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームを立地するに当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

**第5条** 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

**第6条** 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第24条第1項の生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

**第7条** 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

**第8条** 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第9条** 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホームにおいて当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第10条** 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

**第11条** 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル以上(エの設備の面積を除いた有効面積にあっては、14.85平方メートル以上)とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、おおむね10の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル以上(エの設備の面積を除いた有効面積にあっては、13.2平方メートル以上)とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

**第12条** 軽費老人ホームに配置する職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下の場合又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)

にあつては第4号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合には第6号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員

ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。）で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超え80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えた数

- (4) 栄養士 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

3 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

4 入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときにあつては、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、第1項第3号の介護職員のうち1人を置かないことができる。

5 前2項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

6 入所定員が60人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第5号の事務員を置かないことができる。

7 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第6号の調理員その他の職員を置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者
- (2) 診療所 その他の従業者

8 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（入所申込者に対する説明等）

**第13条** 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

（対象者）

**第14条** 軽費老人ホームの入所者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものであること。
- (2) 60歳以上の者であること。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（入退所）

**第15条** 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事



業を行う者又は介護保険施設に対する情報の提供及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第16条** 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

**第17条** 軽費老人ホームは、利用料として、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

2 軽費老人ホームは、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

**第18条** 軽費老人ホームは、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

**第19条** 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

**第20条** 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、入浴の機会を2日に1回以上提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜入所者のレクリエーションのための行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

**第21条** 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

**第22条** 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の健康の保持に努めなければならない。

(施設長の業務)

**第23条** 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の当該軽費老人ホームの管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の業務)

**第24条** 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。

(2) 第32条第2項の苦情の内容等並びに第34条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員は、同項に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第25条** 軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るため、継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

( 定員の遵守 )

**第26条** 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

( 衛生管理等 )

**第27条** 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

( 協力医療機関等 )

**第28条** 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

( 掲示 )

**第29条** 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

( 秘密保持等 )

**第30条** 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

( 広告 )

**第31条** 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

( 苦情への対応 )

**第32条** 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、県から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

( 地域との連携等 )

**第33条** 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

( 事故発生の防止及び発生時の対応 )

**第34条** 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 第3章 雑則

( 規則への委任 )

**第35条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

( 軽費老人ホームA型の特例 )

2 軽費老人ホームA型(平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム(同日以後増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型として同条の指定を受けているものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章(第11条、第12条、第17条、第22条及び第24条を除く。)に定めるもののほか、次項から附則第21項までに定めるところによる。

( 軽費老人ホームA型に係る基本方針 )

3 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活することについて不安があると認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、

入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

- 6 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
- (軽費老人ホームA型の設備の基準)
- 7 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームA型の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 9 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 10 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
  - ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 入所者1人当たりの床面積は収納設備の面積を除き、6.6平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

- 11 軽費老人ホームA型に配置する職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第5号の栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理の業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 生活相談員
  - ア 生活相談員の数は、次のとおりとすること。
    - (ア) 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、1以上
    - (イ) 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上
  - イ 生活相談員のうち1人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であって入所者の数が50以下のものにあっては、この限りでない。

## (3) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上

(イ) 入所者の数が80を超え200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超える20又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(ウ) 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えた数

イ 介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

## (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 事務員 2以上

(7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

12 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に配置する生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、次に定めるところによる。

(1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、1以上

## (2) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 一般入所者の数が20を超え30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 一般入所者の数が30を超え40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 一般入所者の数が40を超え80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上

(オ) 一般入所者の数が80を超え200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超える20又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(カ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えた数

イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

## (3) 看護職員

ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、1以上

イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、2以上

13 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開する場合は、推定数による。

14 前3項に定めるもののほか、軽費老人ホームA型の職員の配置の基準は、規則で定める。

（軽費老人ホームA型の利用料の受領）

15 軽費老人ホームA型は、利用料として、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

16 軽費老人ホームA型は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（軽費老人ホームA型における健康管理）

17 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）

18 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 第32条第2項の苦情の内容等並びに第34条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

19 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

20 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前2項の業務を行わなければならない。

（読替え）

21 軽費老人ホームA型についての第23条第2項の規定の適用については、同項中「第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは、「第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで並びに附則第15項から第20項まで」とする。